

13 相模原市における振動被害原因裁定申請事件

(平成21年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成21年3月16日、神奈川県相模原市の住民1人から、隣地に居住する住民を相手方(被申請人)として、原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が約10年前から現在に至るまで、夜間眠れず、頭痛、息苦しさ、めまい、手足のしびれがある等の健康被害を受けているのは、申請人宅隣地に居住する被申請人が同人宅において稼働させる特別なベッド、足洗器具、マッサージ機械から発生する振動によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、現地調査、申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成21年10月26日、本件裁定申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成21年(ゲ)第1号
相模原市における振動被害原因裁定申請事件

裁 定
(当事者の表示省略)

主 文
本件申請を棄却する。
事 実 及 び 理 由

第1 裁定を求める事項

申請人が受けている、夜間の不眠、頭痛、息苦しさ、めまい、手足のしびれ等の健康被害は、被申請人が同人宅において稼働させる特別なベッド、足洗器具、マッサージ機械から発生する振動が原因であるとの裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、申請人が、約10年前から現在に至るまで、夜間眠れず、頭痛、息苦しさ、めまい、手足のしびれがある等の健康被害を受けているところ、それらの被害は、申請人宅の隣地に居住する被申請人が同人宅において稼働させる特別なベッド、足洗器具、マッサージ機械から発生する振動が原因であると主張して、その旨の原因裁定を求めた事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の右側一番上の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)